

様式第 1 号

膳所歴史資料室展覧会事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

膳所歴史資料室展覧会事業補助金交付基準の規定により、膳所歴史資料室展覧会事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	膳所歴史資料室展覧会事業
補助事業の目的及び内容	膳所歴史資料室の常設展及び企画展
補助事業の経費所要額	金 円
交 付 申 請 額	金 円
補助事業の着手予定年月日	年 月 日
及び完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	収支予算書 事業計画書

様式第 2 号

膳所歴史資料室展覧会事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった膳所歴史資料室展覧会事業補助金の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	膳所歴史資料室展覧会事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
交 付 決 定 金 額	金 円
補助金の既交付金額	金 円
補助事業の経費精算額 (補助対象経費)	金 円
添 付 書 類	収支決算書 補助事業の経費の支出に係る領収書等の写し 事業報告書

様式第 3 号

膳所歴史資料室展覧会事業補助金（精算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった膳所歴史資料室
展覧会事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により次
のとおり請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	膳所歴史資料室展覧会事業	
交 付 確 定 金 額	金 円	
交 付 請 求 金 額	金 円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座 No.
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 4 号

膳所歴史資料室展覧会事業補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった膳所歴史資料室
展覧会事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 2 項の規定により次
のとおり請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	膳所歴史資料室展覧会事業	
交 付 決 定 金 額	金 円	
交 付 請 求 金 額	金 円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座 No.
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 5 号

膳所歴史資料室展覧会事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

膳所歴史資料室運営協議会

会長 様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった膳所歴史資料室展覧会事業補助金の交付について、次のとおり決定したの、で大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	膳所歴史資料室展覧会事業
交 付 決 定 金 額	金 円
交 付 条 件	裏 面 の 通 り

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日

から起算して 15 日以内に申請の取下げをすることができます。

交付条件

- (1) 補助事業等の内容の変更(補助事業等の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、**市長**の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、**市長**の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、**市長**の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに**市長**に報告してその指示を受けるべきこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (6) この補助金に対する実績報告書は、事業の完了日から60日以内又は事業完了日が属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、必ず提出すべきこと。
- (7) この補助金の用途については、大津市監査委員の監査を受けることがある。
- (8) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

様式第 6 号

膳所歴史資料室展覧会事業補助金確定通知書

第 号

年 月 日

膳所歴史資料室運営協議会

会長 様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした膳所歴史資料室展覧会事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補助事業の名称	膳所歴史資料室展覧会事業
交付決定金額	金 円
補助事業の経費精算額	金 円
交付決定額	金 円